

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

令和7年度 助成対象事業を募集します

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団では、県内の学校又は教育文化団体及び地域・団体単位で組織された実行委員会等が実施する事業に対して助成金を交付しています。

1 青少年活動助成事業	(1) 青少年体験活動助成事業	青少年の自主性、社会性、芸術性を培う多様な体験活動及びボランティアに関する学習や実践活動のための体験活動を助成します。
2 地域文化活動助成事業	(1) 芸術文化活動助成事業	芸術文化団体・グループ等が地域の文化振興のために実施する事業及び地域における芸術文化活動の活性化に不可欠な人材の育成を図る事業を助成します。
	(2) 文化財保存活動助成事業	民俗芸能等の文化財を後世に継承するための保存活動及び後継者養成活動等を助成します。

<申請方法>

☆ 助成金交付を希望する場合は、(様式1)「助成金交付申請書」、(様式2)「事業実施計画・収支予算書」、事業実施要領等参考資料及び助成金交付申請チェック表を提出してください。 ※ 様式は当財団のホームページからダウンロードできます。(PDF、Excel)

☆ 申請書類は、令和7年2月28日(金)までに財団事務局へ申請団体が直接郵送してください。

<助成金の額>

☆ 予算の範囲内において助成対象経費の2分の1以内とします。
ただし、次の表に掲げる金額を上限とします。

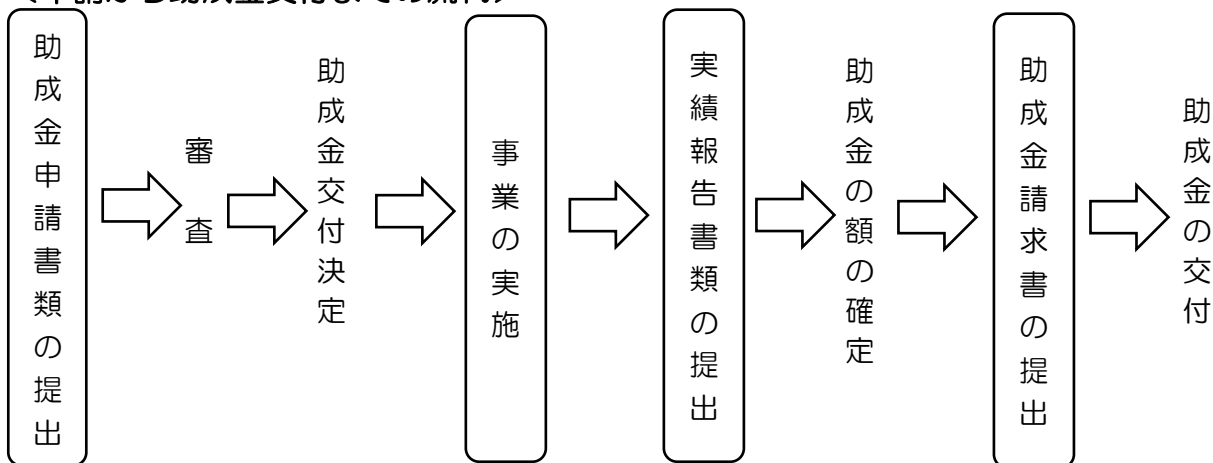
事業項目		助成金の 上限額	
1 青少年活動助成事業	(1) 青少年体験活動助成事業	20万円	
			(ア) ボランティア活動及び自然等体験助成事業 (イ) 芸術文化発表体験助成事業
2 地域文化活動助成事業	(1) 芸術文化活動助成事業		(ア) 地域文化発表体験助成事業 (イ) 地域文化人材育成助成事業
			(2) 文化財保存活動助成事業

※ 助成事業は採択委員会で協議の上決定されます。応募多数等により希望額(申請額)を下回る場合や採択されない場合もあります。あらかじめ御了承ください。

〈助成の対象とならない事業〉

- ① 政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的とする団体の実施する事業
- ② 暴力団の利益になる事業又は暴力団の活動を資することとなる事業
- ③ 特定の団体や企業の広報・宣伝活動と認められる事業
- ④ 市町村等の行政機関が主催・共催する事業又は行政機関から委託された事業
- ⑤ 行政機関や他の財団等から助成を受けている事業（文化財保存活動助成事業を除く。）
- ⑥ 事業計画若しくは事業予算が不明確である事業又は4人以上の役員がいないなど組織体制が小規模又は不明確な団体が実施する事業
- ⑦ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校等が教育課程に基づいて実施する授業や学校行事等の教育活動
- ⑧ チャリティーを目的とした事業
- ⑨ 音楽、書道、生花、茶道、スポーツ、囲碁、将棋又は舞踊等の教授所若しくは教室等が行う発表会等の事業や個展、会員展、クラブ発表会等特定の構成員のみによって行われる事業
- ⑩ 事業総額が助成金の上限額の5倍以上となる事業（事業総額が、助成金の上限額 20 万円×5=100 万円*以上の事業）は助成の対象とならない。（* ただし、1(1)(イ)「芸術文化発表体験事業」及び 2(1)(ア)「地域文化発表体験事業」については、150 万円）
- ⑪ 過去3年間連続して助成を受けている団体の事業（文化財保存活動助成事業を除く。）
- ⑫ 1つの団体が行う2つ以上の事業（1回の募集で1団体につき1事業とする。）

〈申請から助成金交付までの流れ〉



※ は学校又は教育文化団体及び実行委員会等の事務

助成対象事業、助成対象経費等詳細は当財団のホームページでご確認ください。ご不明な点などございましたら、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

財団事務局

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

〒830-0003

久留米市東櫛原町 1713（福岡県青少年科学館内）

TEL 0942-37-6811

FAX 0942-37-3770

URL <http://www.science.pref.fukuoka.jp/kyouikubunka/index.html>

